

鯖江市中河小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を作るためのものです。

<本校の誓い>

学校教育に携わる私たち一人ひとりが、問題の重要性を強く認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速な対応を心がけます。問題を隠さず、家庭・地域・市教育委員会等とも連携して、いじめのない学校を創ります。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、児童が安心して生活し、学習やその他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめのない学校づくりを目的に、家庭や地域、市教育委員会と連携して、いじめ防止等の対策に全力を挙げて取り組みます。
- (2) 本校は、全ての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめと認識しながら放置しないこと、いじめはいじめられた児童の心身に多大な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、一人ひとりが互いの人格を尊重し、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にするとともに、他者を思いやり、互いに認め助け合える、心の繋がりを大切にし勇気ある行動が取れる人の育成を目指します。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたこと（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。いじめたとされる児童及びいじめられた児童から事実確認を行い、事実が一致した時点でいじめがあったと判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 家庭や地域での挨拶を大切にし、心のつながりを持てるようにする。また、全校を挙げて丁寧な言葉遣いに取り組み、他者を思いやる心を表現できるようにする。
- 自分も他者も大切にし、思いやる心を育てるために、一人ひとりのよさを認め、障害のある

児童の言動などを理解する等、縦割り班活動をとおして互いに認め合う学級づくりに取り組む。

- 道徳教育や体験活動を通して、児童の絆を深め、お互いに認め合い助け合い、協力し合う心の育成に努める。
- 日々の児童の様子を的確に把握し、教育相談を充実させる。また『みんなの道徳』等を活用して自己を振り返り、思いやりの心や認め合う心、感謝する心等の醸成に努める。

(2) 学校評価

- いじめ防止等に関する取り組みを評価項目に位置づける。
【教職員】児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
【保護者】学校は保護者の種々の問い合わせや相談に適切に応じている。
【児童】困ったことがあったとき、自分で解決したり、先生・家族・友達に相談したりできた。

(3) いじめの未然防止

- 特に配慮が必要な児童には先を見越した声掛けをし、「アイメッセージ」で愛情を伝える。
- いじめのない学校、学級づくりのために、縦割り班活動や異学年交流活動などお互いの絆と信頼関係が構築できる活動を企画し、互いに認め合い励まし合える環境の充実を図る。
- 学級活動や児童会活動を通して、児童が主体的に活動する姿を認める教育を推進することにより、一人ひとりの高い人間性を構築する。
- 学校として、いじめへの対処方針やいじめ防止への取組等を積極的に発信し、家庭や地域住民の理解と協力を得ながら、開かれた学校を目指す。
- 日々、児童がわかる、できる、主体的に学ぶ授業づくりに努め、一人ひとりの学力向上のために授業改善を図る。教材研究や学習形態の工夫、公開授業を基盤とした教員同士による高め合いなどに継続して取り組む。

(4) いじめの早期発見

- どの児童にもいじめがあるかもしれないとの問題意識を持ち、日々児童の表情や行動を観察し、わずかな変化も見逃さない。
- 児童との個別面談やいじめの自己チェック、『心のアンケート』などを計画的に行い、心身の状況を的確に把握する。また、全教員で緊密な情報交換をすることで、強固な教職員間の協力体制を作る。
- 家庭訪問や電話連絡、アンケートなどを通して、保護者との情報交換を密にし、子どもの変化を見流さない環境を構築し、早期発見に努める。

(5) いじめの事案対処

- いじめを認知したら、速やかに「いじめ対応サポート班」に情報を提供し、特定の教職員で抱え込まず、学校全体で対応にあたる。
- いじめたとされる児童及びいじめられた児童から事実確認を行い、いじめられた児童の安全や心身の状況に十分配慮しながら適切な指導を行う。
- 確認した事実と指導した内容について、いじめを受けていた児童の保護者に報告するととも

に、必要に応じて、いじめた児童の保護者に連絡をする。

○いじめられた児童、いじめた児童の心身の状況に配慮するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関とも連携を図りながら、早期解決に向け最善の方策を講じる。

(6) いじめの解消

○いじめに係る行為が止んだときから相当の期間（3ヶ月を目安とする）を経、かつ被害児童に心身の苦痛を感じていないと認められ、本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できたときをもって、いじめが解消されたと判断する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命や心身に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑い」がある時は、次のように対処する。

- ・重大事態が発生したと判断し、その旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・調査組織を設置し、事実関係の照合、事実の共通理解、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・ただし、市が事実調査の主体となる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- ・いじめによることが疑われる不登校に関しては、「重大事態」として対応し、家庭訪問や電話連絡等を迅速に行い、家庭との連携を十分図り、早期学校復帰を支援する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

○いじめの防止に関して指導の方針等を協議するため、「いじめ対策委員会」を常設し、定期的
に開催する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭

<活動>

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・いじめのない学校、学級づくりのための「心の居場所づくり」についての方策検討
- ・他者を思いやる心や助け合いの心を持ち、主体的に活動できる子を育てるための活動計画
や実践、振り返り
- ・縦割り班や異学年交流における児童の「絆づくり」のための計画的な教育活動の推進
- ・いじめの早期発見のためのチェックシステムの構築や速やかな情報交換、連絡体制作り
- ・いじめが起きない学級づくりのための学級活動や校内研修の資料作成
- ・計画的なアンケート調査や教育相談の実施計画
- ・学校におけるいじめ問題に対する取組の点検、改善

(2) いじめ対応サポート班

○「いじめ対応サポート班」を特設し、いじめが起きた時、その早期解決に向けた次の取組
を行う。

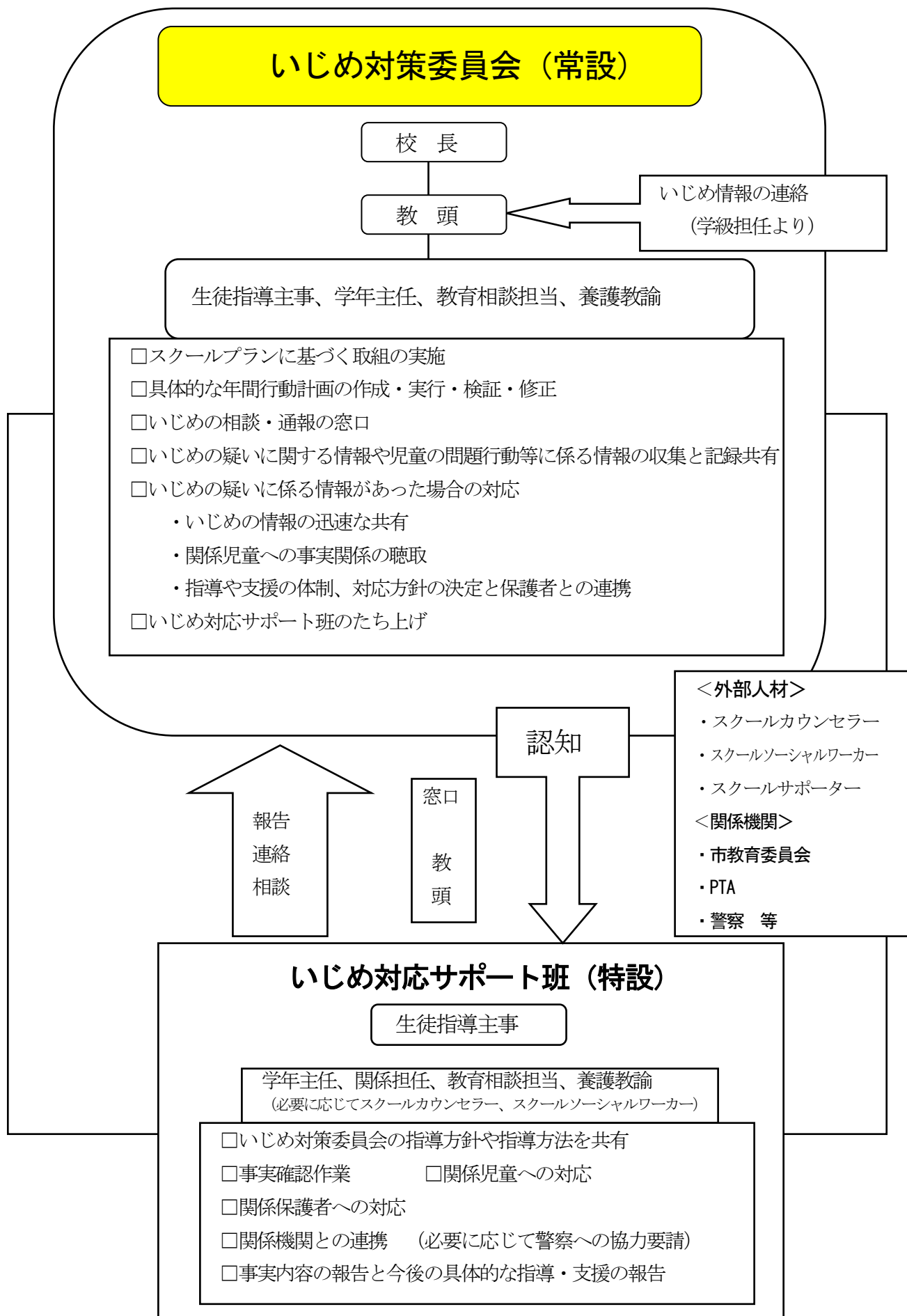
<構成員>

生徒指導主事、学年主任、関係担任、教育相談担当、養護教諭
(必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー)

<活動>

- ・いじめ事案の対応方策の決定
- ・いじめられた児童、いじめた児童への個別面談による事実確認及び両者の事実関係のすり合わせ
- ・心身の状況に応じた個別の継続的支援
- ・確認した事実と指導事項の共通理解（校長、教頭への報告）
- ・保護者への事実報告
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察との連携

(3) 組織図



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の確認 年間行動計画策定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間計画の周知 教員の意識点検 <p>↓</p> <p>基本方針の公表</p>	<p>いじめの自己チェックアンケート</p>					
		<p>縦割り班活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> リーダー育成 5, 6年連携 					
		<p>縦割り班活動のスタート</p> <ul style="list-style-type: none"> 絆づくり リーダー意識の高揚 活動への協力 					
		<p>家庭訪問</p>					
5月	<p>いじめ対応サポート班の設置</p>	<p>いじめの自己チェックアンケート</p>					
	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートから状況把握 	<p>縦割り班活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 絆づくり 体育大会に向けた協力と積極的な活動 					
	<p>授業研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業改善 子どもの居場所づくり、絆づくりを意識した学級活動の計画 	<p>保幼小連携 さつま芋植え</p> <ul style="list-style-type: none"> 思いやり、協力する心の育成 					<p>田植え体験</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力する心の育成
		<p>遠足</p> <ul style="list-style-type: none"> 絆づくり 協力する心、他者を思いやる心の育成 					
6月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートから状況把握 	<p>いじめの自己チェックアンケート</p>					
		<p>教育相談週間（担任との個別面談）</p>					
	<p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通しての人権教育、道徳教育、読書活動等の計画作成と確認 	<p>赤ちゃんだっこ体験</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命の尊さを知る 					
		<p>演劇鑑賞</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな心の育成 					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握</p> <p>保護者会 ・児童の家庭での情報収集</p> <p>学校評価 ・アンケートから状況把握</p>	<p>いじめの自己チェックアンケート</p>					
	<p>いじめ対策委員会 ・学校評価の結果を基に、1学期の反省と2学期取組方針の決定</p> <p>↓</p> <p>職員会議 ・取組の共通理解</p> <p>いじめに関する校内研修 ・教員のいじめ意識の点検 ・2学期の取組確認</p>	<p>親子読書、親子クリーン作戦、地区行事への参加</p>					
9月	<p>いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握</p> <p>学校評価結果や2学期の取組を公表</p>	<p>いじめの自己チェックアンケート (夏休み中の活動振り返りを含めて)</p>					
		<p>保幼小連携 プール遊び</p>			<p>合宿通学 ・他者を思いやる心、協力する心の育成</p>	<p>宿泊学習 ・協力する心の育成 ・自主活動の推進</p>	
		<p>保幼小連携 いもほり ・思いやり、協力する心の育成</p>			<p>体験活動 (稲刈り・大豆の収穫) ・協力する心の育成</p>		
		<p>SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)との個別面談</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握	いじめの自己チェックアンケート					
		秋の校外学習 ・絆づくり ・協力する心、他者を思いやる心の育成					
		保幼小連携 焼きいも会 ・思いやり、協力する心の育成	SC、SSWとの個別面談	世代間交流 ・地域の方々との心の交流 ・自主活動の推進		修学旅行 ・協力する心の育成 ・場に応じた言葉遣いの習得 ・自主活動の推進	
		ファミリースクール（親子体験学習等）					
		感謝のつどい・ボランティアさん招待給食 ・感謝の心 ・絆づくり					
11月	いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握	いじめの自己チェックアンケート					
		地区文化祭への参加					
		動物とのふれあい ・生命の尊さを知る	SC、SSWとの個別面談	教育相談週間（担任との個別面談）			
		校内研修 ・人権教育、道徳教育、読書活動等の推進					
12月	いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握	いじめの自己チェックアンケート					
		児童集会 ・絆づくり ・協力する心、他者を思いやる心の育成 ・縦割り班のリーダー養成					
		保護者会 ・児童の家庭での情報収集				福祉協力 ・地域の高齢者の方々に年賀状を送付	
		学校評価 ・アンケートから状況を把握し、今後の改善策を検討		SC、SSWとの個別面談			

[1～3月]

鯖江市中河小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果を基に、2学期の反省と3学期取組方針の決定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の共通理解 	<p>いじめの自己チェックアンケート</p>					
2月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートから状況把握 <p>年2回の学校評価の結果考察や改善策等を文書で公表</p>	<p>いじめの自己チェックアンケート</p> <p>校内器械運動発表会、なわとび大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘り強い心、認め合う心、協力する心の育成 					
3月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度の振り返り ・新年度に向けていじめ防止基本方針の見直し <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題確認 ・計画確認 <p>情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケートの公表 	<p>いじめの自己チェックアンケート</p> <p>卒業生を送る会（縦割り班活動、給食）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主活動の推進 ・感謝の心、協力する心の育成 					

SC、SSW
との
個別面談

SC、SSW
との
個別面談

新1年生を迎える会

- ・新たな絆づくり
- ・自主活動の推進
- ・リーダー養成

高年大学交流

- ・地域の方々との心の交流
- ・自主活動の推進

卒業生を送る会の企画運営

- ・絆づくり
- ・リーダー養成

知っていますか「いじめ防止対策推進法」

平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、**社会総がかり**でいじめの問題に向き合い、対処していくための、**基本的な理念や体制**を定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、**「計画的」「組織的」**に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

- いじめかなと思ったら**学校に連絡**するなどの対応をお願いします

「重大事態」には**調査組織を設置**します

- 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめとは、何か



いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

どの子供にも起こりうる、いじめ

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

国立教育政策研究所
生徒指導・進路指導センター
いじめ追跡調査2013-2015

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・9割

大人が気付きにくい、いじめ

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われます。いじめられた子供自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

ささいな兆候も、積極的に認知

いじめの認知件数の推移

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめの認知件数は、社会の関心が下がるとともに低下してしまう傾向が見受けられます。

いじめは必ず起こりうるもの、という認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知し、対処していく姿勢が必要です。



なやみいおう

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

保存版

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司氏 茨城州立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がなくなる。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



お子さまのようすはいかがですか？



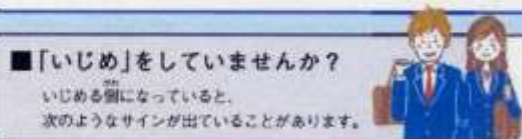
夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜醒れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたたり、やぶれていたりする。



夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。



■「いじめ」をしていませんか？

いじめられる側になっていると、次のようなサインが出ることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご利用下さい。

「あれ？」 もしかしてと 思ったら...

- 子どもにとって良い相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

0120-0-78310

☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。